様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃほりうちぐみ  一般事業主の氏名又は名称 株式会社堀内組  （ふりがな）ほりうち　ふみお  （法人の場合）代表者の氏名 堀内　文雄  住所　〒384-0301  長野県 佐久市 臼田８０番地  法人番号　7100001007705  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取組み | | 公表日 | ①　2026年 1月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.horiuchigumi.co.jp/news/2026/01/content-1.html  　ＤＸ取組みの基本方針・ＤＸビジョン・目指すビジネスモデル－3つの情報共有 | | 記載内容抜粋 | ①　＜ＤＸ取り組みの基本方針＞  建設産業はインフラ整備に加えて、衣食住の住の分野でもあり、市民生活を陰で支える、無くてはならない産業であると思います。建設工事で使われる各種製品や技術は多岐にわたり、関わり合いがない産業はないぐらい裾野の広い産業でもあります。ところが昨今の人手不足は建設産業も例外ではなく、団塊の世代の大量離職を迎え、インフラの維持・更新に深刻な影響を及ぼすと心配されています。建設産業に携わる我々のインフラを支え続けてきたという誇りと技術の継承に暗雲が垂れ込めてきていますが、この課題に立ち向かわない限り、市民の皆様に期待されている役割を果たせないだけでなく、建設産業の未来も見えません。既存の慣習に捕らわれず、そして失敗を恐れずチャレンジしてくことに躊躇はありません。ＤＸとは業務の変革。これを実現することにより、どんな方でも活躍することができる、魅力ある建設会社を目指します。  ＜ＤＸビジョン＞  建設業は一品生産のため、工事の数だけ施主（発注者）、元請け会社（堀内組）、設計者と契約書、図面のやりとりがあります。また元請け会社と工事協力会社の間でも図面だけでなく様々な資料のやりとりがあり、紙からデジタルデータに、デジタルデータから紙への変換がいまだ残っています。当社だけでなく関係会社と協力してデジタルツールを導入することにより、シームレスな情報の交換と情報の共有を実現し、当社のみならず業界全体の効率化を計ります。  ＜目指すビジネスモデル－3つの情報共有＞  「３つの情報」を共有・活用することで自社と業界の変革と活性化を図ります  ●社内の様々な情報を、時と場所を選ばずに共有し、コミュニケーション活性化と組織力の強化、さらに組織の意思決定構造の変革を実現する。  ●建設現場で必要な各種情報をデジタル化することで、リアルタイムでの情報共有を可能にし、更に蓄積によってノウハウの伝承を実現する。  ●協力会社との間でデジタル情報交換を進め、単なるコストダウンだけでなく情報の蓄積による価値創造を業界全体で実現する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年4月28日に開催された意思決定機関である取締役会の決定に基づく。2026年1月13日に開催された取締役会において承認され改訂。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取組み | | 公表日 | ①　2026年 1月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.horiuchigumi.co.jp/news/2026/01/content-1.html  　目指すビジネスモデル実現のためのＤＸ戦略策定とデータ活用 | | 記載内容抜粋 | ①　＜ＤＸ戦略とデータ活用＞  堀内組（グループウェア）  社内情報の共有と活用・経営者意思決定を支援  ●会社を起点とした、スケジュールや共有資料、顧客・取引先の情報のデジタル化により、時と場所を問わない共有環境を実現する  ●現場中心の活動において、申請・決裁業務をデジタル化することで、プロセスの改善を行い、蓄積されたデータを活用することで経験値だけでなく情報に基づいた業務の変革を目指す  ●情報共有と利活用によって組織の意思決定のあり方を変革する  ＜補足＞購買や支払等に関するフローをデジタル化することで、決裁業務の迅速化を図るとともに、顧客や協力会社の情報共有を進めることで、社内従業員・現場代理人の経験値の差を埋めることができる環境を構築する。  堀内組建設現場（施工管理アプリ）  ●施工情報のデジタル化・施工技術・管理技術の伝承・関連業務の生産性アップ  ●施工情報をデジタル化し、データベース化することで管理ノウハウや施工技術の伝承にデータを活用することができる  ●情報伝達にデジタルツールを活用し、精度の高いデータを遅滞なく交換することで、ロスを減らし生産性を向上させる  ●人に依存した現場管理から、データの利活用により運営される現場管理への変革を目指す  ＜補足＞設計図面・施工写真・工程表や指示書、報告書などのデジタル化を進め、協力業者と共有を促進することで、時差なく情報の伝達を行い、施工現場における現場代理人の管理業務の生産性を上げる。  協力会社（建設業EDIシステム）  契約業務の電子化を促進・同業・協力会社への拡大波及  ●注文書・注文請書の授受を電子化することで単一の作業ではなく連続したプロセスに転換することができる  ●印紙・郵送等の関連経費と関連業務の作業生産性を上げる  ●契約情報の蓄積により、過去データの参照や比較、原価管理への展開など新たな価値創造を協力会社とともに実現する  ＜補足＞デジタルデータ交換の効果が大きい、見積積算業務・出来高請求業務への拡大を将来的には視野に入れ、契約業務の電子化を第一段階とし、協力会社・業界内での効果波及を図る。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年4月28日に開催された意思決定機関である取締役会の決定に基づく。2026年1月13日に開催された取締役会において承認され改訂。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取組み  　ＤＸ推進体制と人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　＜ＤＸ戦略推進委員会＞  ●代表取締役の直轄としてＤＸ推進委員会を設置する  ●各部より選出の委員で委員会を構成する  ●委員はＤＸ戦略推進のため、各部門の意見集約と、委員会での決定事項の周知徹底を担う。  ●必要に応じて外部組織アドバイザーを招聘しＤＸ戦略推進のための支援を受ける  ＜ＤＸ人材育成＞  ●委員会が中心となり、ＤＸ戦略に沿ったデジタル人材育成を行う  ●外部セミナーへの参加・社内勉強会を企画、実施する  ●ＩＴ系の資格取得を会社として推進する |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取組み  　ＤＸ戦略の実現に向けて、ＩＴシステムとその利用環境を整備します | | 記載内容抜粋 | ①　＜グループウェア＞  導入目的の共有・ツール選定・利用環境整備  教育と定着促進・情報蓄積・評価と改善・他システムとの連携  ＜施工管理支援アプリ＞  導入目的の共有・ツール選定・利用環境整備  教育と定着促進・情報の蓄積・評価と改善・協力会社への拡大  ＜建設業EDI＞  導入目的の共有・利用サービスの選定・協力会社の説明調整  テスト・運用開始・情報の蓄積・対象協力会社拡大・業務拡大（電子請求）  補足説明  「グループウェア」と「施工管理支援アプリ」に関しては、工事現場での利用を想定しているため、タブレットやスマートフォンなど、モバイルデバイスの利用環境を整備する。  「施工管理支援アプリ」に関しては、自社現場代理人だけでなく、主要協力会社へ利用を促進することでその利用効果を拡大する。そのための勉強会等を企画実施する。  「建設業EDI」は現場部門ではなく、設計・積算・総務経理が利用部門となる。取引協力会社にその有用性を訴えることで、対象先を拡大し相乗効果を獲得するとともに、請求処理への拡大を進める。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取組み | | 公表日 | ①　2026年 1月20日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.horiuchigumi.co.jp/news/2026/01/content-1.html  　ＤＸ実現に向けた目標指標 | | 記載内容抜粋 | ①　ＤＸ推進に向けて、次に掲げる目標指標を用いて評価します  ＜グループウェア＞  利用者数・利用度：利用社員数と機能毎の利用率で評価  申請～承認までの平均日数：ワークフローにおける処理期間で評価  利用者満足度の評価（経営者・社内・現場）：各利用部署での満足度を評価  ＜現場管理支援アプリ＞  残業時間・有給休暇取得日数：作業時間の短縮により生産性を評価  現場記録の共有と情報資産化：記録の電子化により利活用が促進されたか、技術の伝承に寄与したかを評価  利用者満足度の評価：ミスや手戻りが減ったか、使いやすいか、属人化が減ったかで評価  ＜建設業EDI＞  利用協力会社数・利用率：利用協力会社数と全契約に対する利用率で評価  コスト削減効果：印紙・印刷・郵送等のコストと作業時間数で評価  使いやすさ・満足度：自社及び協力会社も電子化による効果が出ているかで評価 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 6月25日 | | 発信方法 | ①　社長バカ一代：DXに取り組んでみて  　当社ウェブサイトに掲載  　https://www.horiuchigumi.co.jp/news/2025/06/dx.html  　DXに取り組んでみて | | 発信内容 | ①　ＤＸ認定に向けての活動もだいぶ煮詰まってきていて、申請まであと少しというところまで来ました。この取り組みを初めたのは、ちょっとしたことがきっかけでしたが、漠然と考えていたことを整理して道筋をつけることになり、非常に意義のある活動となっています。まずは現状把握、セキュリティーチェック、落ち込むばかり．．．。ですが、何をすべきかが明確になり、また考えていたことが間違っていないということも確認できました。  'ＤＸとは業務の変革'　様々なＩＴツールが出てきていますが、この基本を忘れずに取り組みたいと考えています。  ところで、同業の方々と昨今の人手不足について話をする機会がありますが、そこで感じるのは、我々はみんな建設業大好き！！、ある方は生まれ変わっても工事現場でヘルメットをかぶりたいとおっしゃっていました。私も同感です。  建設業は様々な業界の製品、技術、ノウハウを総合的に扱います。それは誰でもそれまでの経験を生かすことのできる業界でもあります。　ＤＸで経営課題を乗り越えて、みんなからあこがれの職業になればいいなと思っています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 2月頃　～　2025年 3月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。